



平成29年11月28日

鳥取市議会

議長 下村佳弘様

議会改革検討委員会

委員長 砂田典男



諮詢事項に対する提言（第1次）

平成29年6月26日付けて諮詢された事項のうち、委員会がこれまでに調査研究を行い結論が出た事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮詢事項について検討を重ねてまいります。

I 諒問事項 予算・決算審査特別委員会における総括質疑の方法について

(予算・決算審査の総括質疑は決算審査特別委員会の方法に統一すべき)

- 1 総括質疑については、予算審査特別委員会は、5分の持ち時間で議員一人一人が質疑を行い、決算審査特別委員会は、会派の持ち時間内で会派ごとに個人質疑を行っております。時間を有効に使い、質疑を深めるためには決算審査特別委員会の総括質疑の方法が優れていることから、予算・決算審査においては決算審査特別委員会の総括質疑の方法に統一すべきとの結論にまとまりました。

(総括質疑の時期は現状どおり)

- 2 総括質疑の時期を、各分科会の前に行うか後に行うかについて議論した結果、現状のとおり総括質疑は各分科会の前に行うことになりました。

(総括質疑の方法は大項目ごとに一問一答に)

- 3 (1) 総括質疑の質問方法については、現在の一括質問一括答弁の方法は聞いている人にわかりにくいことから、わかりやすくするために一問一答方式を用いて、大項目ごとに一つずつ順に質問をしていく方法に変更すべきとの結論にまとまりました。

(質問の回数は議会運営委員会で検討)

- 4 (2) 質問回数を3回までとするか無制限とするか、一問の範囲をどう捉えるかについて意見が分かれたため、本委員会では上記の方向性を示すにとどめ、今後議会運営委員会で検討していただくよう提言します。

(総括質疑の位置付けの確認)

- 5 総括質疑のあり方については、総括質疑を始めた経緯及び意義を全議員が改めて共有し、本来の趣旨を踏まえたものとなるようにすべきという結論にまとまりました。

平成20年9月、当時の議長から市長に提出された文書を全議員に配布し、今一度総括質疑の位置付けの確認をすることを提言します。

(所属する分科会の所管に関する質疑の可否は改選後に検討)

- 6 総括質疑は、決算及び予算の審査に当たり市長に直接答弁を求めるができる場であることを鑑みて、所属する分科会の所管に関する質疑の可否について、改選後の議会改革検討委員会で検討するよう申し送りすることとします。

II 質問事項 代表質問のあり方について

(代表質問の1回目は現状どおり一括質問一括答弁、2回目以降は大項目ごとに)

代表質問については、審議の状況がわかりやすくなるよう、1回目の質問は現状どおり一括質問一括答弁、2回目以降は質問通告における大項目ごとに一括質問・一括答弁とすることに結論がまとまりました。